

## 寒川町総合計画審議会の見直しについて

### 【見直しの目的】

令和3年度以降、町総合計画の策定根拠を町自治基本条例に位置付けたことに伴い、これに関する調査審議を行う総合計画審議会について、新たな総合計画に対応したものとなるよう、その在り方を見直します。

### 【新たな総合計画審議会において必要となる役割】

新たな総合計画について調査審議を行う総合計画審議会の在り方として、その目的を達成するための役割として以下の3つの体制を有するものとします。

#### ◆総合計画に関する普遍的な議論を行うための体制（自治基本条例におけるまちづくりの視点）

新たな総合計画は、寒川町自治基本条例の第6条に位置付けられ、まちづくりの指針を実現するための「町の責務」としての役割を担うこととなります。そのため、寒川町における「まちづくり」の在り方について知見を有することが必要となります。

#### ◆直近の総合計画に必要な議論を行うための体制（寒川町総合計画2040の特性に関する視点）

令和3年度以降の総合計画である「寒川町総合計画2040」では、「つながる力で新化するまち」をまちの将来像とし、この実現に向けた取り組みを推進していくこととなります。そのため、この計画の特性となる諸要素について知見を有することが必要となります。

#### ◆まちづくりの推進のための効果的な議論を行うための体制（構成人数）

これらの役割を整理し、かつ調査審議機関としての議論を効果的に進められる体制を確保するため、構成人数については、現行の16人以内をベースラインとして設定し、必要な議論が効果的に行える体制となるよう検討を行います。

### 【委員構成】

総合計画の策定・実施に関する調査審議機関として、上記の目的、役割を踏まえ、以下の2つの視点により構成委員を選任し、新たな総合計画審議会の体制を構築します。

- ① 自治基本条例におけるまちづくりの視点
- ② 寒川町総合計画2040の特性に関する視点

#### ◆委員選任の考え方（選出例）

上記2つの視点により、新たな総合計画審議会の構成委員を次のとおり整理したいと考えています。（総合計画審議会の意見を伺い、委員選任の考え方がまとまり次第、各団体等と調整します。）

- ① 自治基本条例におけるまちづくりの視点
  - ・総合計画の知見：学識経験者（行政学）、関係行政機関
  - ・自治基本条例の知見：まちづくり推進会議の推薦者
  - ・まちづくりの指針の知見：各分野について地域で活動する公共的団体等の推薦者（以下参照）

まちづくりの指針	選出委員の例
(1)子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	子育て支援に識見を有する者
(2)子育て環境の整ったまちづくり	
(3)歴史と文化が息つき教育が充実したまちづくり	教育分野に識見を有する者
(4)豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	環境分野に識見を有する者
(5)地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり	住民自治・地域社会に識見を有する者
(6)保健と福祉の充実したまちづくり	保健福祉分野に識見を有する者
(7)産業が発展し活力のあるまちづくり	地域の産業に識見を有する者
(8)誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	地域の安全安心に識見を有する者

## ② 寒川町総合計画 2040 の特性に関する視点

- ・「つながる力」の知見：町外とのつながりを持つ主体（直近の移住者、県議会議員、等）
- ・「新化」の知見：学識経験者等
- ・町民参画（協働）の知見：公募の町民（募集枠の拡充）、20年後の町民（大学生等）

### 【委員構成の整理】

上記 2 点の視点による構成委員の選任にあたっては、効率的な議事運営の観点から委員定数の増員は行わず、現行の 16 人以内をベースラインとするとともに、現行の委員構成を再度見直しながら、知見等が重複しないように委員選任し、新たな体制を構築したいと考えています。

### 【見直しのスケジュール】

日程	内容
令和2年 8月	総合計画審議会において報告
9月	各委員（選出団体）と調整
10月	新たな総合計画審議会の体制案決定
11月	総合計画審議会において報告
12月	総合計画審議会条例の一部改正（町議会12月定例会）
令和3年 1月	公募委員の募集開始
3月	総合計画審議会において報告
4月	総合計画審議会委員改選及び新体制開始